

公立大学法人広島市立大学職員等からの公益 通報等に関する規程

平成27年 3 月 26 日

規 程 第 3 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに公立大学法人広島市立大学業務方法書第 17 条に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における法令に違反する行為等に関する職員等からの公益通報等について必要な事項を定めることにより、法令の遵守等法人の業務の適正な執行を推進し、もって法人の業務の運営に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 法人の役員
- (2) 法人の職員
- (3) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定される派遣労働者で、その労働者派遣の役務を法人に提供するもの
- (4) 法人が業務委託をする法第 2 条第 1 項第 3 号に規定される特定受託業務従事者
- (5) 通報の日前 1 年以内において、前 3 号に規定する職員、派遣労働者又は特定受託業務従事者であったもの

2 この規程において「通報者」とは、第 4 条の規定により通報をした職員等をいう。

（通報に係る体制）

第 3 条 理事長は、最高責任者として、通報に適切に対応するための体制の整備その他この規程に基づく業務を統括する。

2 法人経営担当理事は、統括責任者として、通報に関する業務の実施を統括する。

3 事務局総務室は、理事長及び法人経営担当理事の下、通報に関する業務を遂行する。

（通報）

第 4 条 職員等は、法人若しくは広島市立大学又は法人の役員若しくは職員において、次に掲げる法令違反行為等（不作為を含む。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、次条の通報相談員に通報を行うことができる。

- (1) 法第 2 条第 3 項に規定される通報対象事実
- (2) 業務の執行に関し、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）、公立大

学法人広島市立大学定款又は広島市の条例若しくは規則その他の法令に違反する行為

- (3) 業務の執行に関し、法人又は広島市立大学の規程に違反する行為
- (4) 前各号に定めるもののほか、業務の執行に関し、不正若しくは違法な行為又は内部統制上著しい不当事実

2 通報は、文書、電子メール、面談又は電話により、法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するその根拠となる具体的な事実等を分かりやすく示すことにより行うものとする。

3 通報は、通報内容等の確認のため、役員にあつては氏名を、職員及び派遣労働者にあつては氏名及び所属を、その他の者にあつては氏名、法人との関係及び連絡先を明らかにして行うものとする。ただし、法令違反行為等を客観的に証明する資料を示した場合その他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

4 通報をする職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努め、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報を行ってはならない。

(通報相談員)

第5条 職員等からの通報を受け付けるため、法第11条第1項に規定される公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として、法人に通報相談員を置く。

2 通報相談員は、次に掲げる者とする。

- (1) 事務局総務室の室長及び室長補佐
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて指名する者

3 前2項の規定により通報相談員となる者に対し、その旨を明示するものとする。

4 職員等に対し、通報相談員の所属、氏名及び連絡先を明示するほか、通報への対応及び通報者の保護その他この規程に関し周知に努めるものとする。

(通報への対応)

第6条 通報相談員は、通報を受け付けたときは、速やかに当該通報の概要を理事長へ報告するものとする。

2 前項の場合において、通報者の氏名その他通報者が特定される情報については、通報者の同意を得た場合その他正当な理由があるときに限り、これを報告するものとする。

3 理事長は、次に掲げる場合を除き、通報を受理するものとする。

- (1) 法令違反行為等でないことが明らかな場合
- (2) 通報に係る法令違反行為等について、是正に必要な措置がとられている場合
- (3) 通報の内容が著しく不明確で、事実関係等の調査が困難であると認める場合
- (4) 通報が第4条第4項に規定する不正の目的によるものと認められる場合

(5) 前各号のほか受理しないことについて正当な理由がある場合

4 理事長は、通報の受理又は不受理の決定に当たり必要がある場合は、通報相談員に対し、通報者から通報内容等を確認させるものとする。

5 通報相談員は、通報の受理又は不受理が決定されたときは、速やかにその旨（不受理の場合は理由を含む。）を通報者へ通知するものとする。ただし、第4条第3項ただし書の規定により匿名で通報が行われた場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（通報に係る調査）

第7条 理事長は、受理した通報について、事実関係等について調査の必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 理事長は、受理した通報について、法令違反行為等であることが明らかで調査の必要がないと認めるときは、第9条に定めるところにより、速やかに当該法令違反行為等の是正措置又は発生防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

3 理事長は、前2項の調査の実施に関し通報相談員へ伝達するものとし、通報相談員は、通報を受け付けた日から20日以内を目途として、通報者に対して、調査を実施するときはその旨を、調査を実施しないときはその旨及びその理由を通知するものとする。ただし、第4条第3項ただし書の規定により匿名で通報が行われた場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第1項の調査は、従事者となることを明示した上、次の者に行わせるものとする。

(1) 法人経営担当理事（次項に該当する場合は理事長が指名する常勤の理事）

(2) 理事長が事案を考慮して指名する常勤の理事又は職員 若干人

5 理事長は、被通報者及び通報に係る法令違反行為等に直接関与した者その他調査を行うのが適当でないものに調査を行わせてはならない。

6 調査を行う者は、従事者として、通報者が特定されることのないよう十分配慮して調査を行わなければならない。ただし、通報者の同意が得られている場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

7 調査を行う上で必要があるときは、関係する職員等及び通報者に対し、聴取及び資料の提出の依頼等を行うことができる。この場合において、調査に支障が生じるおそれその他必要があると認められるときは、通報に係る調査であることを伝達しないで依頼等及び調査を行うものとする。

8 関係する職員等及び通報者は、調査に誠実に協力しなければならない。

9 調査に協力した職員等及び通報者は、正当な理由がなく、調査に協力したことにより知り得た情報を他へ漏らしてはならない。

（調査結果の報告）

第8条 調査を終了したときは、速やかにその結果を理事長に報告するとともに、当該の通報相談員に伝達するものとする。この場合において、通報内容が事実であるときは、是正措置等に関する意見を付して報告等をするものとする。

(是正措置等)

第9条 理事長は、通報内容が事実である旨の報告を受けたときは、前条の意見を踏まえ、是正措置等を講ずるものとし、併せて、その旨を当該の通報相談員へ伝達するものとする。

2 是正措置等は、従事者となることを明示した上、当該法令違反行為等を考慮して理事長が指名する常勤の理事又は職員に行わせるものとする。

3 是正措置等を行う者は、従事者として、通報者が特定されることのないよう、十分配慮して是正措置等を行わなければならない。ただし、通報者の同意が得られている場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 理事長は、是正措置等が適切に機能していないと認める場合は、改めて必要な是正措置等を講ずるものとする。

(調査結果等の通知)

第10条 通報相談員は、通報者に対し、適正な業務の遂行及び関係者のプライバシー等の保護に支障がない範囲で、調査結果及び是正措置等に関し通知するものとする。ただし、通報者が希望しない場合及び第4条第3項ただし書の規定により匿名で通報が行われた場合その他の正当な理由があるときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 法人並びに役員及び職員は、通報者に対し、この規程又は法に基づく正当な通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱い（役員の解任を除く。）も行ってはならない。

2 役員及び職員は、調査に協力した職員等に対し、調査に協力したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(通報への対応を行う者の責務)

第12条 通報相談員、調査を行う者及び是正措置等を行う者は、従事者として、正当な理由がなく、通報者を特定させる情報その他その任務を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。任務を終了した後も同様とする。

2 役員及び職員は、通報者を特定させる情報を知り得た場合において、正当な理由がなく、対応に必要な範囲を超えてこれを共有してはならない。その他の情報についても同様とする。

(通報妨害及び通報者探索の禁止)

第13条 役員及び職員は、正当な理由がなく、この規程及び法に基づく通報をしない旨の合意をすることを求めること、通報をした場合に不利益な取扱いを告げることその他の行為によって、通報を妨げてはならない。

- 2 役員及び職員は、正当な理由がなく、通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

(通報に関する相談)

第14条 職員等は、通報に関し、第5条の通報相談員又は法人経営担当理事に対し、相談することができる。相談は匿名でできるものとする。

- 2 相談を受けた通報相談員等は、相談者が特定されることのないよう十分配慮し、相談内容に応じて助言その他の対応を行うものとする。

(不利益取扱い等への対応)

第15条 職員等は、第11条の規定に反して不利益な取扱いを受けたと思料するときは、その旨を理事長、法人経営担当理事又は通報相談員に申し出ることができる。第12条及び第13条に反する行為等により不利益を受けたと思料するときも同様とする。

- 2 理事長は、前項の申出の内容に応じて、救済又は回復その他の必要な措置を講ずるものとする。

(他の規程等との関係)

第16条 他の規程等に基づく、又は職制上のレポーティングラインにおける報告、相談等であって、第4条第1項に定める法令違反行為等に該当するものについては、他の規程等に定める取扱いを除き、この規程の趣旨を踏まえて対応するものとする。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長を法令違反行為等の行為者として通報がされた場合は、法人経営担当理事が、前条までの理事長の職務を代理するものとする。

(懲戒等)

第18条 理事長は、必要に応じて、法令違反行為等を行った職員等又はこの規程に違反する行為を行った職員等に対し、法人規程に基づき懲戒等を行うものとする。

- 2 前項の職員等が、その行為の発覚前に自ら申し出た場合は、懲戒等を軽減し、又は行わないことができるものとする。

(理事会への報告等)

第19条 通報への対応状況の概要について、適正な業務の遂行及び関係者のプライバシー等の保護に支障がない範囲で理事会及び経営協議会へ報告するとともに、職員等へ開示するものとする。

(文書の取扱い等)

第20条 通報に関する文書は、通報への対応を行う上で必要最小限の範囲に限り、かつ、他見を避けて取り扱うものとする。

- 2 通報に関する文書は、他見を避けて保管し、事務局総務室において5年間これ

を保存するものとする。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、事務局総務室において遂行する。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、職員等からの通報等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。